

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

特集 労働者派遣事業の拡大と制度化

IV 結びに代えて

結びに代えて

労働者派遣事業の制度化をめぐる、その提起以来、さまざまな論議がおこなわれてきた。制度化を支持する立場から、(1)労働者派遣をめぐる派遣先、派遣元、労働者の三者間の法律関係が制度化により明確になること、(2)現行法のもとで労働者供給事業に該当しないように請負形態をとっている事業が実態にマッチした運営が可能となること、などの論点が表明された。

他方、制度化提案にたいして、制度化が派遣労働者の不安定な雇用と劣悪な労働条件の実態を追認し、それを一層悪化させることになるという批判がおこなわれた。そのおもな論点は、つぎのような内容であった。(1)職安法違反の労働者供給事業を合法化し、職安行政の形骸化をさらにおしすすめる危険性があること、(2)派遣事業の利用を通して大企業の雇用「合理化」を促進しかねないこと、(3)無権利の不安定雇用労働者が増大し、差別的雇用形態を固定化すること、(4)使用者責任が不明確になること、(5)現行労働法体系の改編につながる危険性があることなどであった。

これらの意見のほか、明確な支持や反対とは別に、つぎのような意見もみられた。それは多種多様な形態の労働者派遣事業の拡大という現状のもとで、派遣労働者の保護をはかるために、公共職業安定所の拡充、労働組合のおこなう労働者供給事業の許可条件の緩和、職業安定機関以外の職業紹介事業の活用などを前提に、その制度化をはかるというものである。その場合、(1)労働者派遣事業と労働者供給事業・請負との関係を明確にすること、(2)労働者派遣事業の対象業種の限定、(3)派遣事由や派遣期間の限定、(4)派遣先企業の使用者責任の明確化、均等待遇の保障、派遣先企業での組合活動の自由の保障など、労働者の保護などの措置がとられるべきであるとの提起がおこなわれている。

〈付記〉

労働者派遣事業の法制化について検討してきた中央職業安定審議会の労働者派遣事業等小委員会は、八四年一〇月一八日、これまでの審議結果をまとめた中間報告「労働者派遣事業の立法化の構想(試案)」を同審議会に提出した。同報告は、労働者派遣事業の制度化の必要性について、「今後に予想される急速な労働力人口の高齢化、産業構造の転換等の労働力需給両面における多様な変化に的確かつ弾力的に対応し、労働力需給のミスマッチの解消を図ることであり、このような事業の果たす需給調整機能も需給のミスマッチを解消するための有効な方策の一つになる」と指摘し、労働者派遣事業を「労働者派遣契約に基づき、自己の雇用する労働者を派遣し、他人に使用させることを業として行なうもの」と定義したうえ、つぎのような立法化構想の試案を示している。

(1)派遣事業を派遣労働を希望する労働者を登録しておき、相手方企業からもとめがあった場合に労働者を派遣するという「登録型」と、労働者を常時雇用しておき、事業活動の一環として労働者を

相手方企業に派遣するという「常用雇用型」とに分け、「登録型」については労働大臣による「許可制」、「常用雇用型」については労働大臣への「届出制」により法的に認知し、それ以外は禁止する、(2)派遣元事業主が労働基準法上の使用者責任や労災補償などを包括的に負い、他方、労働時間の具体的管理や安全衛生など業務遂行上の指揮命令権の行使などに関する事項、危険有害業務の就業制限、労働安全衛生法上の措置義務の履行責任等については派遣先事業主の責任とする、(3)事業の許可条件として、「許可制」については徳性に問題がなく、労働者保護のルールを順守・履行し得ること、組織的基礎があること、雇用管理を適正におこなう得ること、地域の労働力需給調整の円滑化に資すること、また、「届出制」についても同様な条件とする、などが構想されている。派遣事業の対象業種については、(1)専門的知識や経験を有するものにおこなわせる必要がある業務、(2)キャリア形成をはかりつつ昇進・昇格という雇用慣行になじまず、派遣先企業の他の業務に従事する労働者とは異なる雇用慣行がおこなわれている業務という、二つの基準を示した。

さらに試案は、派遣労働者を保護するため、派遣元事業主にたいして、(1)派遣先での就業条件の明示、(2)管理責任者の選任、(3)派遣労働者台帳の備えつけ、(4)教育、訓練の実施、(5)福祉の増進、(6)社会保険適用の促進、(7)争議行為中の事業所への新たな派遣の禁止、などを義務づけ、派遣先には、(1)就業条件の順守、(2)二重派遣(他の事業主に使用させること)の禁止、(3)派遣元との連絡調整責任者の選任、(4)派遣労働者台帳の備えつけ、などを課すとしている。また、派遣業者が法令に違反した場合には、労働省は改善命令や停止命令、さらには、許可の取り消しができることとされている。

試案は労働者派遣事業の制度化とあわせて、有料職業紹介事業、無料職業紹介事業、労働者募集(文書募集、直接募集、委託募集)にたいする規制措置の見直しをあげ、そのなかで労働組合がおこなう労働者供給事業、無料職業紹介事業について、地域レベルの労働組合組織もこれら事業をおこなえるよう実施主体を拡大し、許可要件の緩和、手続きの簡素化をおこなうよう提起している。また、一一月一八日に労働基準法研究会も「派遣出向等複雑な労働関係に対する労働基準法等の適用について」と題する報告書を出し、労働者派遣事業にたいする労働基準法等の各規定の具体的な適用関係を明らかにしている。

つづいて、一一月一七日、中央職業安定審議会は小委員会の最終報告を受けて「労働者派遣事業問題の立法化構想」をまとめた。これによると、中間報告に罰則規定や行政による立入検査のほか「派遣労働者の正当な組合活動などを理由に、派遣契約を解除することのないよう適切な措置を講ずる必要性」などを盛り込み、「参考」として当面検討の対象として考えられる業務例を具体的に示している。「業務例」はこれまで指摘されてきた四業種をふくめて、秘書・通訳、ワープロ操作、添乗員、コンパニオンなど一四業務である。労働省はこれにより次期通常国会に法案を提出する予定である。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

